

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市マイナンバーカードセンター運営業務
発 注 課	総務局スマートシティ推進部住民情報課
選 定 事 業 者	キャリアリンク株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>(1) 随意契約要件 令和4年度当初から円滑かつ効率的な運営ができること</p> <p>(2) 随意契約とする事由 カードセンターは、令和4年度末までにほぼすべての住民がカードを保有することを想定した「交付円滑化計画」を円滑に進めるため、市民の利便性向上を目的として令和3年8月26日に開設したものである。このため令和4年度においてもサービスを途切れさせることなく継続した運営が必要である。 当該事業者は、令和3年度の運営業務受託者であるが、令和3年6月の契約締結後、約2カ月間、センター運営手順作成、予約システムの整備、コールセンター開設準備及びこれらに必要となる業務マニュアルの作成、スタッフの教育などを行い、開設に至ったものであり、開設後約6カ月が経過した現在、カードセンター、コールセンター、予約システムを緊密に連携させるとともに、本市との役割分担に基づき、円滑な運営ができている状況である。 仮に令和4年度において運営事業者の変更をする場合は、現事業者による運営を継続させながら、数カ月の間、上記の運営準備を行うこととなり、本市の人的及び経費面での負担が増大することが容易に想定されるとともに、事業引継ぎのためには、カードセンター、コールセンター、予約システムの一定期間の閉鎖や仕様変更等が避けられないと考えられるが、これは市民サービスの著しい低下につながるものと考えられる。 以上により、カードセンターの設置目的から、令和4年度の運営を円滑かつ効率的に行うためには、競争入札（企画競争を含む）は適さず、現在円滑に運営している当該事業者と随意契約することが適切であるため。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決 定 日	令和4年3月11日